

新婚さんの新生活を 応援します

1世帯あたり、
上限30万円を支給

新婚世帯の新居取得や賃貸、
引越費用、住宅リフォームの
補助を行います。

補助対象経費

- 新規の住宅取得費用
- 新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料も含む)
- 結婚に伴う引越し費用(引越業者や運送業者への支払いにかかる実費)
- 結婚に伴う住宅のリフォーム費用(結婚を機に行う修繕、増改築、設備更新工事費用のみ)

補助対象額

令和4年1月1日から交付申請日までの間に支払った費用が対象です。
住居費と引越費用、住宅リフォーム費用を合わせた費用の実費(1,000円
未満は切り捨て)または、30万円のいずれか低い金額

申請期限

令和5年3月10日まで



お問合せ

下條村役場
総務課企画財政係
TEL: 0260-27-2346 (直通)



※申請ご希望の方は、事前に担当者
までご相談ください。